

# 平成29年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年4月25日(火) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 14名

1番 坂下 正幸	(欠席)	15番 森山 博
(欠席)	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	(欠番)	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

### (2) 欠席委員

2番 石倉 稔 8番 田中 喜義

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について
- (4) 議案第15号 土地改良法第52条の規定による同意について

## 7 報告事項

- (1) 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:49

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号6番 安津久人 委員 及び 議席番号9番 新澤 晟 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第12号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第12号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 申請番号1番です。土地の所在は、惣領町〇〇の畑175㎡、同じく〇〇の畑353㎡、同じく〇〇の畑95㎡、同じく〇〇の畑304㎡で譲受人は大野町の〇〇さん、譲渡人は河井町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は13,115㎡で耕作者数は3名です。 申請番号2番です。土地の所在は、三井町洲衛〇〇の田1,047㎡で譲受

	<p>人は三井町洲衛の〇〇さん、譲渡人は三井町洲衛の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は 8,594 m<sup>2</sup>で耕作者数は 2 名です。</p> <p>以上、合計 5 筆 1,974 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,047 m<sup>2</sup>、畑が 927 m<sup>2</sup>です。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 10 番 岩坂 一明委員よりご意見をお願いいたします。</p>
岩坂委員	<p>大丈夫でございます。なんの支障もありません。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 9 番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい、新澤です。〇〇さんの土地が能越の用地に入っているという事で〇〇さんは田んぼを作っているので代替地として〇〇さんの田んぼで耕作したいという事で周りに対する影響はないと思います。よろしく願います。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 12 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 12 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 13 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 13 号の農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>申請番号 1 番です。土地の所在は、門前町本市〇〇の畑 462 m<sup>2</sup>で譲受人は東京都の〇〇、譲渡人は門前町本市の〇〇さんです。転用目的は風力発電変電設備用地です。</p> <p>申請地については、農地の広がり方が 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また申請地の横に北陸電力の高圧鉄塔に接続するためであり、他に代替性がないものと妥当と考えております。</p> <p>以上 1 筆 462 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 462 m<sup>2</sup>です。 (ディスプレイにて現地確認の様子を説明)</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 4 番 山本 秀夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>4 番山本です。21 日の金曜日に森谷職務代理、谷内運営委員、私、事務局で現地を確認してきました。内容については事務局の説明どおりですけれども、この周辺は農地で畑をしており、野菜栽培が 80%を占めております。周辺に対する影響ですが建坪率もさることながら、基礎より 2m ほどしか構造物があがらないとの事で周辺の農地に及ぼす影響はありません。よろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
大宮委員	<p>これは風量発電なんですけど電波とかなんとか周辺への説明は済んでいるのですか。農業的には問題ないかと思いますが町内として。低周波とかが出ている可能性はありますよね。このあたりの説明は終わっているのでしょうか。電磁波とかいろいろあると思いますが。</p>
事務局	<p>この申請にかかる事業者からは集落に対する説明は済んでいると聞いておりますが、今回建設する変電設備については近くに同様の施設がありまして、その点についても問題ないと聞いております。さびや山からの風力発電本体からは低周波といった話しも聞いておりますが、変電設備という事もありまして特に問題があるとは聞いておりません。</p>

東 委員	この近くに既存の変電設備があります。ここに来ると前後 200mほどラジオが聞こえにくくなります。
大宮委員	このように周辺に対して少なからず影響があるかと思いますが、集落の方が了承していれば良いのですが。変に許可して農業委員は何をしているとクレームが出て何ですから。確認だけしておいて下さい。
事務局	わかりました。
議 長	ほかに質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第13号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第13号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第14号】の農地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は12件です。農地中間管理機構への利用権設定が1件でその他の利用権設定が11件です。なお、その他のもののうち5番の〇〇さんの件については譲渡人が死亡のため取り下げとなっております。 申請番号1番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇さんで土地の所在地等は門前町上代〇〇の田700㎡の新規で契約期間が平成29年6月1日から平成39年5月31日までの10年間で賃借料は10aあたり7,210円で作物は水稻の賃貸借権の設定です。 以上、農地中間管理機構との貸借については田が700㎡で計700㎡です。作物別設定面積は水稻が700㎡で計700㎡です。 次にその他の11件です。

申請番号 2 番です。利用権の設定をうける者は門前町栃木の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんです。土地の所在地は門前町道下〇〇の畑 520 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 1,033 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 1,198 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 515 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 405 m<sup>2</sup>の更新で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの 1 年間の作物が野菜の使用貸借権の設定です。

申請番号 3 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町南の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町二又川の〇〇さんです。土地の所在地は門前町是清〇〇の田 100 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 614 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 613 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稻の賃貸借権の設定です。

申請番号 4 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町南の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町二又川の〇〇さんです。土地の所在地は門前町南〇〇の田 935 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 981 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 998 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 983 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稻の賃貸借権の設定です。

申請番号 5 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町千代の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町二又川の〇〇さんです。土地の所在地は門前町是清〇〇の田 985 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 838 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 730 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稻の賃貸借権の設定です。

申請番号 6 番は先ほど伝えたとおり取り下げです。

申請番号 7 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町馬場の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町馬場〇〇の田 1,924 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稻の賃貸借権の設定です。

申請番号 8 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町黒岩の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町上代〇〇の田 593 m<sup>2</sup>

の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稲の賃貸借権の設定です。

申請番号 9 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町馬場の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町馬場〇〇の田 1,004 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稲の賃貸借権の設定です。

申請番号 10 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町劔地の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町馬場〇〇の田 1,844 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稲の賃貸借権の設定です。

申請番号 11 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は大阪府東大阪市の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町馬場〇〇の田 1,154 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 2,046 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稲の賃貸借権の設定です。

申請番号 12 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町劔地の〇〇さんです。利用権を設定する者は門前町黒岩の〇〇で土地の所在地は門前町馬場〇〇の田 844 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 5 月 1 日から平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間で 10 a あたり 30kg の作物が水稲の賃貸借権の設定です。

以上、農地中間管理機構以外の貸借については田が 34,372 m<sup>2</sup>、畑が 3,671 m<sup>2</sup>で計 38,043 m<sup>2</sup>です。作物別設定面積は水稲が 34,372 m<sup>2</sup>、野菜が 3,671 m<sup>2</sup>で計 38,043 m<sup>2</sup>です。以上でございます。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質問なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 14 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご

	<p>ざいませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第14号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第15号】の土地改良法第52条の規定による同意について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。 市ノ瀬・山ノ上地区の換地計画の概要です 事業名は基盤整備促進事業で、地区名は市ノ瀬・山ノ上地区です。土地改良事業確定年月日は平成14年4月4日で変更は平成16年2月5日です。土地改良事業認可番号は石川県指令農整第2481号で変更は石川県指令農企第2135号です。事業主体は輪島市土地改良区、換地計画書作成者は石川県土地改良事業団体連合会、換地測量実施者は〇〇です。 団地計画の内容は、関係農家数が38戸、団体数は従前が138で換地後が75で集団化率は63.0%です。1団地あたりの面積は従前が456㎡で換地後が829㎡となります。 換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は平成29年12月、換地処分予定時期は平成29年9月です。用途区分は従前が田236筆62,928.37㎡その他とあわせた合計が333筆79,705.61㎡から換地後は田59筆59,239.00㎡、畑26筆2,913㎡、その他とあわせた合計が172筆89,690.04㎡です。 位置については17ページにあるとおりです。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
岩坂委員	<p>〇〇は金沢ですか。</p>
安委員	<p>七尾だと思います。</p>
議長	<p>そのほか質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第15号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご</p>



	<p>ざいませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第15号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第11号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 19 ページをお開きください。報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は5件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町南時国〇〇の田 3,214 m<sup>2</sup>ほか 2筆 3,648 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2筆 3,496 m<sup>2</sup>、畑が 1筆 152 m<sup>2</sup>です。相続人は町野町南時国の〇〇さんで届出日は平成29年3月17日で届出事由は相続です。</p> <p>2番です。土地の所在は下黒川町〇〇の田 1,970 m<sup>2</sup>ほか 15筆 6,540 m<sup>2</sup>で内訳は田が 5筆 3,944 m<sup>2</sup>で畑が 11筆 2,596 m<sup>2</sup>です。相続人は下黒川町の〇〇さんで届出日は平成29年3月22日で届出事由は相続です。</p> <p>3番です。土地の所在は下黒川町〇〇の畑 52 m<sup>2</sup>ほか 2筆 269 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 3筆 269 m<sup>2</sup>です。相続人は下黒川町の〇〇さんで届出日は平成29年3月22日で届出事由は相続です。</p> <p>4番です。土地の所在は門前町広岡〇〇の畑 165 m<sup>2</sup>ほか 4筆 2,626 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1筆 59 m<sup>2</sup>で畑が 4筆 2,567 m<sup>2</sup>です。相続人は茨城県守谷市の〇〇さんで届出日は平成29年3月23日で届出事由は相続です。</p> <p>5番です。土地の所在は三井町洲衛〇〇の田 1,603 m<sup>2</sup>ほか 2筆 1,948 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2筆 1,923 m<sup>2</sup>で畑が 1筆 25 m<sup>2</sup>です。相続人は三井町洲衛の〇〇さんで届出日は平成29年4月7日で届出事由は相続です。</p> <p>以上合計 30筆 15,031 m<sup>2</sup>で内訳は田が 9,422 m<sup>2</sup>、畑が 5,609 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>

議 長	それでは【報告第11号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について谷内委員より報告願います。
谷内委員	(谷内委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議 長	それでは第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成29年4月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

6 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

9 番

\_\_\_\_\_